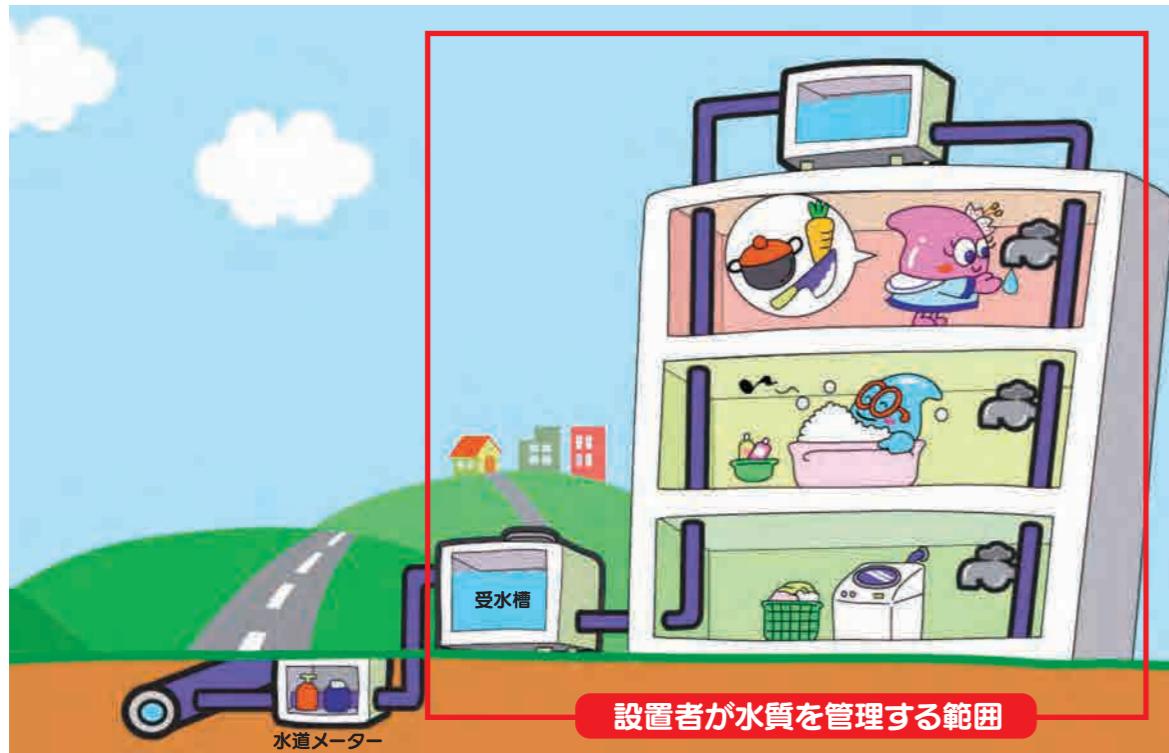


# 水道局だより

## 2 貯水槽水道の適正な管理を!

ビルやマンションなどの中高層の建物や一時に大量の水を使用する施設で、受水槽等に一旦受けてから、ポンプ等で家庭に給水する施設を「貯水槽水道」といいます。受水槽に入る前までの水質は水道事業者(水道局)に責任がありますが、受水槽以降はその施設の設置者(建物の所有者)が自らの責任において管理する義務があります。近年、受水槽の維持管理が適正に行われていないことによる錆や汚泥の沈積、虫の侵入などを原因とする水質事故も発生しています。

**受水槽以降の給水施設や水質の適正な維持管理を行いましょう。**



また、貯水槽水道には、「簡易専用水道」、「小規模貯水槽水道」の2種類があります。\*

「簡易専用水道」は、水道法の適用を受け、年に1回の清掃および定期検査を受けることが義務付けられ、「小規模貯水槽水道」においても、簡易専用水道に準じた管理責任が求められています。

**年に1回の清掃・点検および水質検査の受検等に努めましょう。**

\*【簡易専用水道】 受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの  
【小規模貯水槽水道】 受水槽の有効容量が10立方メートル以下のもの

お問い合わせは▶ 水道維持課へ



相浦西小学校と大崎分校の4年生のみなさん

今年3月に完成した「山の田浄水場」に小学校の社会科見学をはじめ、多くの市民の方が見えられています。

社会科見学で来た小学生のみなさんは、最新の設備を使った水づくりや明治時代に作られた旧施設について職員から説明を受け、日頃使っている水道水がどのようにしてできているのか、熱心にメモをとっていました。



**1 安全・安心でおいしい水道水をお届けするために**

**2 貯水槽水道の適正な管理を!**

お問い合わせは▶ 佐世保市水道局 ☎0956-24-1151(代表) 各担当課へ  
水道局ホームページアドレス▶ <http://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/index.html>

# 1 安全・安心でおいしい水道水をお届けするために ~水質管理のはなし~

今回は、水道局が行っている水質管理の仕事についてご紹介します。

お問い合わせは▶ 水質管理センターへ

## 1 水源での検査



貯水池(ダム)、河川水、地下水などの水道水源27か所、簡易水道水源33か所から水道水の原料となる原水を採取し、毎月検査をしています。

水質検査のほか貯水池ではカビ臭の原因となる藻類の検査などを行って、水源の安全性を確認しています。

- 水源の検査地点**
- ①山の田ダム ②菰田ダム ③相当ダム ④転石ダム
  - ⑤川谷ダム ⑥下の原ダム ⑦つづらダム ⑧樋口ダム
- そのほか相浦川、佐々川、小森川、川棚川など60か所



下の原ダムでの原水採取の様子

## 2 濾水場での水質の監視と検査



濾水場では、川や貯水池から取水した原水やみなさんの家に配る前の濾水について、水質の監視と検査をしています。

原水は金魚を利用した監視を行っており、濾水は日々、機器による連続監視をしながら、毎月水質基準をみたしているか検査を行っています。



山の田濾水場での水質監視



### 濾水場の検査地点

- ⑨山の田濾水場 ⑩柚木濾水場
- ⑪広田濾水場 など34か所

## 3 給水栓(蛇口)での検査



実際に使っている蛇口で安全な水が届いているか、34か所で毎月検査をしています。

水道水の色やにごり、塩素の濃度については、公園など市内124カ所で毎日検査を行っています。

### 給水栓の毎日検査地点

- ⑫浅子町 浅子公衆トイレ
  - ⑬野中町 野中東公園
  - ⑭江永町 江永公園
- など124か所



## 検査の様子



## 「水道水」と「ミネラルウォーター」の水ってどう違うの?

ミネラルウォーターは、食品衛生法により清涼飲料水のひとつとして27項目の基準が定められていますが、水道水は、水道法により51項目の水質基準が定められています。水道水は、毎日飲むことを前提にしてつくられているため、よりきびしい水質基準が求められています。

### 水道水

#### ●水道水の検査項目

- ・大腸菌
  - ・水銀等重金属
  - ・トリハロメタン
- など51項目



### ミネラルウォーター

#### ●ミネラルウォーターの検査項目

- ・大腸菌群
  - ・硫化物
- など27項目

〈原水基準 18 製品基準 9〉

水道水は、広く市内各所にて「ミネラルウォーター」の検査項目を上回る項目数の水質検査が実施され、皆様のもとへ安全・安心とともに届けられています。

